

令和3年度

事業計画書

社会福祉法人 浜松市社会福祉事業団

目 次

1	友愛のさと診療所	1
2	療育センター	4
3	子どものこころの診療所	6
4	相談支援事業所シグナル	8
5	発達相談支援センタールピロ	10
6	児童発達支援センター「ひまわり」	12
7	浜松市保育所等巡回支援事業	17
8	浜松市発達支援広場事業	18
9	児童発達支援事業所「ひまわり ひくまの丘」	20
10	児童発達支援事業所「ひまわり こころん」	22
11	生活介護・就労継続支援施設「かがやき」	24
12	就労継続支援施設「はばたき」	26
13	障害者生活介護施設「ふれんず」	28
14	地域活動支援センター「オルゴール」	30
15	身体障害者福祉センター	32
16	障害者体育館及びプール	33
17	共通事項	34
18	法人本部（事務局）	36

1 友愛のさと診療所

[根拠法令等:医療法第1条の5第2号、障害者総合支援法第5条第8号]

診療科目	診療日
小児科	月～金曜日
精神科	月～金曜日
整形外科	第2・第4金曜日
眼科	月曜日
耳鼻いんこう科	第1・第3火曜日

1 運営方針

医師の専門性や採算性等の理由により、他医療機関での診療が困難となっている児童精神医学領域及び小児神経医学領域の患者に対して、専門医療サービスを適正かつ円滑に提供する。また、浜松市の各専門機関や行政機関と緊密な連携を行い、社会的信頼を得るとともに社会貢献に努める。

2 重点項目

<診療部門>

- (1) 初診患者の待機期間中については、先行して医療連携によるアセスメントにより、適切な福祉サービスへつなげていく。また、重症患者については、初診緊急枠を設けることにより適切に医療へつなげていく。
- (2) 看護師配置を調整して、短期入所の受け入れ体制を確保する。

<心理部門>

- (3) 心理部門での受け入れ待機期間を短縮するため、受け入れ体制を構築する。
- (4) 発達障がい児(者)の抱える困難について、障がい特性上の困難への支援に加えて、家庭や所属する園、学校などの対人関係や環境の中での困難も見据えた支援を行う。
- (5) 生育過程における愛着の問題や、トラウマ体験などに焦点を当てた心理療法の充実をはかり養育者の抱える困難をより理解し、生活に還元できるような治療、指導助言を行う。

<リハビリ部門>

- (6) 重症心身障がい児(者)に対し、理学療法士による姿勢管理や呼吸介助・排痰介助の指導を行い、パーカッションベンチレーター等の使用による呼吸機能維持を図る。
- (7) 整形外科治療やボトックス治療による効果的なリハビリテーションを行うため、装具業者と連携して装具や福祉機器の調整を行う。
- (8) 摂食機能障がいがある児童の摂食機能訓練、及び保護者に対する情報提供を目的としたグループ指導や施設内での連携を深めるための摂食会議を実施する。
- (9) 重症心身障がい児(者)に対する認知・環境適応手段等について、作業療法士が Assistive Technology を用いた効果的な支援を提供できる環境設定をし、支援方法の充実を図る。
- (10) 早期療育グループ「もぐもぐ」卒園児を対象とした継続的な療育グループとして「のびのび」を実施し、遊びの指導及び保護者支援を行う。
- (11) 視線入力装置を使用した眼球運動と姿勢の評価を実施することでの指導充実を図る。
- (12) 一般眼科検査が困難であったり、健診等で眼科的なフォローが必要な小児に対して、視能訓練士が視機能検査を行い、眼科医が診療を行う事により、斜視や弱視といった疾患を早期に発見し治療につなげる。

3 主な事業

3-1 診療事業

項目	事業内容	計画件数等			
(1) 診療事業	一般外来、乳幼児精密検査、 予防接種等の実施	診療実日数	242 日		
		患者数	40,200 人		
		うち新患患者数	750 人		
		内 訳	精神科・小児科	242 日 39,320 人	
			整形外科	24 日 380 人	
			耳鼻いんこう科	24 日 100 人	
			眼科	40 日 400 人	
(2) 薬局	院内処方	35 件			
	院外処方	10,000 件			
(3) 診療事業 (訓練指導)	総合的な評価に基づき、 治療方針を立て、個別訓 練・療法を実施	個 別 指 導	指導実日数	242 日	
			患者数	21,940 人	
			内 訳	理学療法	5,000 人
				作業療法	3,900 人
				言語聴覚療法	3,000 人
				視能訓練	740 人
	臨床心理	9,300 人			
	乳幼児に対する個別・集 団指導	集 団 指 導	早期支援グループ [もぐもぐ・のびのび・パンダ]	60 回 280 人	
			心理グループ支援 (※再掲含む)	①学童期の発達障害のある児への小 集団療育[SSTグループ]	32 回 320 人
				②青年期前期の発達障害のある男子 小集団支援[ゲームクラブ]	2 回 10 人
				③次年度就学を控えた発達障がい のある児の小集団支援 [学校ごっこ]	6 回 36 人
				④学童期から青年期の発達障害の ある女子小集団支援 [ガールズクラブ]	2 回 16 人
				⑤発達障害のある児の親支援 [ゲームクラブ親の会]	2 回 10 人
				⑥発達障害のある児の親への育児支 援[ペアレント・トレーニング]	36 回 216 人
				⑦漢字グループ	4 回 12 人
				⑧かんもくグループ	6 回 36 人
			ピアクラブ	作業療法、言語聴覚療法の個別指導 を終了した学童期の小集団指導	40 回 200 人
学童期吃音児への小集団支援			5 回 35 人		
摂食指導グループ	12 回 50 人				

※ 計画件数等の人数・件数は特に断りがないときは延べ数である。(以下同じ。)

項 目	事 業 内 容	計 画 件 数 等	
(4) 各種検査	診断に基づき、各種検査等の実施	ア X線検査	140 件
		イ 脳波検査	90 件
		ウ 聴性脳幹反応検査	5 件
		エ 聴力検査	50 件
		オ 言語発達検査	100 件
		カ 腹部超音波検査	10 件
		キ 血液検査	150 件
		ク 尿検査	40 件

3-2 訪問事業(在宅ケアセンターゆうあい)

項 目	事 業 内 容	計 画 件 数 等
訪問診療	訪問リハビリテーション実施者に対して、医師による訪問診療	340 人
訪問リハビリテーション	在宅介護を受けているが通院が困難であり定期的な医療を必要とする方に対する適切なリハビリテーション	800 人

3-3 難病患者等介護家族リフレッシュ事業(浜松市委託)

項 目	事 業 内 容	計 画 件 数 等
就学支援事業	介護を必要とする患児に対し、学校への登下校時や在校時に医療的ケアなどの医療行為の実施	30 件

3-4 浜松市小中学校訪問看護業務(浜松市委託)

事 業 内 容	計 画 件 数 等
医療的ケアを必要とする児童・生徒についての指示書、医療的ケア実施個別マニュアルに基づき、浜松市立小中学校に通う児童・生徒に対して看護師を派遣した医療的ケアの実施	300 件

3-5 医療型特定短期入所事業(いちごショート)

事 業 内 容	計 画 件 数 等
医療的ケアが必要な重症心身障がい児(者)を対象に、日中預かり(短期入所サービス)の実施	440 人

4 自主事業

項 目	事 業 内 容	計 画 件 数 等	
(1) 専門性向上を目的に行う研修、普及、啓発事業	高度な専門性を持つ外部講師を招聘した研修の実施	① 外部講師を招いた心理研修会及び事例検討会	3 回 120 人
		② 外部講師を招いたリハビリテーションに関わる講演会	2 回 100 人
(2) 特別支援学校訪問指導事業	理学療法士、作業療法士による特別支援学校への訪問指導	学校生活における姿勢調整、作業活動、環境配慮等の指導の実施 6 回 30 人	
(3) 在宅重症心身障害児者対応多職種連携研修(静岡県委託事業)	医師、看護従事者、介護従事者及びケアマネジメント従事者が連携して重症心身障害児(者)の在宅支援を行うための研修	小児科医師による講義および集団討議、グループワーク等 1 回 60 人	

2 療育センター

1 運営方針

在宅の障がいのある子どもへのリハビリテーション及び地域療育を推進していく中核施設として、心身に発達遅れや障がいのある子ども、あるいはその疑いがある子どもとその家族を対象に、総合的、系統的な医学的発達援助と療育支援を行い、子どもの自立に必要な能力の開発を図り、障がいの早期発見、早期療育に努める。なお、これらの一連の発達援助を進めるにあたっては、各関係機関と密接に連携し、地域社会に信頼される療育と支援に努める。

2 重点項目

- (1) 家庭や園、学校など所属する集団の中で生じる困難について、対象となる児(者)の疾患を中心とした支援のみならず、環境との相互作用も念頭に置きながら、利用者を含む家族が直面する困難を理解し、実際の生活実態を踏まえた指導助言を行う。

- (2) 就園前児童家庭への支援として親子交流遊び広場事業(うずらちゃん広場)を実施し、心身の発達に遅れがあるなど心配のある子どもと家族が楽しく過ごし交流できる場を提供し、レクリエーションタイムの実施や発達・育児等の相談に対応する発達支援を行う。
医療や福祉サービスの提供については、相談支援事業所「シグナル」または児童発達支援センター「ひまわり」と連携する。

3 主な事業

3-1 障害児等療育支援事業

項目	事業内容		計画件数等
障がいのある子どもの通う保育所や教育機関等への療育技術指導	① 保育所や教育機関への支援	個別 保育園、幼稚園への相談・訪問支援	随時
		個別 小学校、中学、高校への相談・訪問支援	
		集団 保育園、幼稚園への相談・訪問支援	
		集団 小学校、中学、高校への相談・訪問支援	
	② 特別支援学校への支援	個別 発達医療センターでの関係機関連絡会 (保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校)	140 件
		集団 教育委員会等の研修 「発達教育研修」	14 回 180 人
	個別 理学療法士、作業療法士、臨床心理士、視能訓練士による相談・支援事業	40 人	

3-2 療育推進事業

項目	事業内容		計画件数等
親子交流遊び広場 (うずらちゃん広場)	発達気になる子どもとその保護者に遊びの場を提供 保護者が相談できる場を提供 おもちゃの貸出やプレイポールの開放等	開催回数及び参加人数	41 回 1,200 人
		個別相談件数	100 件
		おもちゃ貸出	41 回 500 人
		プレイポールの一般貸出	60 回 600 人

3 子どものこころの診療所

[医療法第1条の5第2号]

診療科目	診療日
精神科(小児科)	月～金曜日

1 運営方針

- (1) 幼児期から学童・思春期に至る発達障がいや情緒障がいを治療する専門機関として質の高い医療を提供する。
- (2) 医師による治療方針のもと臨床心理士や言語聴覚士による療育を実施し、子どもの症状改善を図る。
- (3) 子どもの保護者が何らかの問題を有するためにキーパーソン機能が十分ではない場合には、保護者への適切な支援および治療を提供し改善を図る。
- (4) 児童発達支援事業所「ひまわり こころん」(以下「ひまわり こころん」という。)利用児の評価と療育計画において、医師の治療方針や個別訓練状況を踏まえた専門的助言を行う。
- (5) 地域の教育機関・医療機関・福祉施設などとの連携を密にし、障がいの有無にかかわらず安心して地域で生活できるよう、専門的知識を有する職員が適切な支援を行う。

2 基本及び継続項目

<診療部門>

- (1) 浜松医科大学及び独立行政法人国立病院機構天竜病院との連携により、診療体制の充実を図り、専門機関として質の高い医療の提供を目指す。

<言語部門>

- (2) 訓練開始時期の早期化に取り組み、綿密にカンファレンスを行うことで、適切な患児の評価と訓練を実施する。
- (3) 患児の発達特性の理解や適切な養育を進めるための保護者支援を行い、患児にとって適切な就学につなげながら、保護者の不安解消もできるような相談の機会を提供する。
- (4) 「ひまわり こころん」とのケース共有においては、言語聴覚士によるアセスメントを実施しながら、集団と個別、家庭支援も含めた最も効果的な訓練や支援を行う。

<心理部門>

- (5) 臨床心理士によるペアレント・トレーニングを集団、あるいは個別形式で実施し、個別形式においてはより個々の家庭のニーズや年齢に合わせたプログラムを提供する。
- (6) ペアレント・トレーニングで対応することが難しい親子(父親も含む)を対象に、親子間での愛着関係の修復、トラウマ治療、発達障がいの特性理解とその支援方法などを目的とした心理療法を提供する。

<相談部門>

- (7) 医療のみでは対応困難な多問題ケースについては内部(医師及び心理、言語、相談部門)での連携のみでなく、外部機関との連携体制も構築する。ケース会議には複数名で対応することにより、情報収集やより適切な支援を行うとともに、職員の資質向上も目指す。
- (8) 精神保健福祉士による訪問看護を行い、その効果について検証していく。

3 重点項目

<診療部門>

(1) 各方面からニーズの高い親子並行治療について応需し、一元的にサポートできることを目指す。

<言語部門>

(2) 言語療法独自の発達指標について他職種や他機関と共有するために、従来のアセスメント方法を見直し、患児の全体的発達を踏まえた新規のアセスメントシートを作成することで、汎用的且つ取りこぼしのないアセスメントを実施する。

(3) 「ひまわり こころん」利用の対応困難な保護者についてはカンファレンスで情報共有を図り、言語、心理、相談の各専門職がその解決のための助言を行う。

<心理部門>

(4) トラウマを抱える母親など子どものキーパーソン機能低下が顕著なケースには、母親に対してトラウマと愛着に焦点を当てた治療を提供して改善を図る。また、配偶者間暴力や父親から虐待がある場合もその対象とし、親子関係だけでなく夫婦関係にも焦点を当てた夫婦・家族治療を行う。 **事業拡充**

(5) 臨床心理学の知識のみならず、精神医学、トラウマケア、神経生理学、身体的アプローチ、ソーシャルワークなどの知識や実践的なスキルの習得を促進する。また、体系立てられた連続講座による知識の習得だけでなく、相互実習を心理士同士で行い実践的なスキルの習得を目指す。

<相談部門>

(6) 初診予約待機中の患者への対応策として、初診受付の電話の段階で必要な情報を聞き取り、受診の優先度を検討するとともに、待機期間に対応可能な方法や資源を案内する。

4 主な事業

項目	事業内容		計画件数等	
(1) 診療事業	一般外来	診療実日数	242 日	
		患者数	26,500 人	
		うち新患者数	620 人	
(2) 薬局	院外処方		14,300 件	
(3) 診療事業 (訓練指導)	個別指導	総合的な評価に基づき、治療方針を立て、個別訓練や評価の実施	指導実日数	242 日
			患者数	7,380 人
		内訳	言語聴覚士	4,080 人
			臨床心理	3,300 人
	トレーニング等	① 集団形式	実施回数	40 回
			患者数	116 人
	② 個別形式	患者数	200 人	
(4) 各種検査	診断に基づき、各種検査等	ア 聴力検査	随時	
		イ 血液検査	随時	
(5) その他の事業	インテーク面接(初診時間診) 他機関との連絡調整 10周年記念講演会の開催		540 件 随時	

4 相談支援事業所「シグナル」

[根拠法令等：障害者総合支援法第5条第18号、第19号、第20号、児童福祉法第6条の2の2第7号、
浜松市障害者相談支援事業実施要綱、浜松市医療的ケア児等支援事業実施要綱]

1 運営方針

地域の障がいのある児(者)及びその家族の福祉の向上を図り、自立した地域生活を営むことができるよう、生活、療育、教育、福祉、保健、医療に関する各種相談に応じる。専門的知識を有する職員を配置し、相談支援を適切かつ効果的に行う。

2 基本及び継続項目

- (1) 相談支援専門員を十分に配置し、年々増加する浜松市における障害児相談支援事業へのニーズに応える。
- (2) 浜松市発達医療総合福祉センターの特性を踏まえ、他の相談支援センターと協働し、市全域を対象とした障害者相談支援事業を実施する。
- (3) 障がい児支援に関する専門的な知識・技術を地域に還元する窓口として、きょうだい会やこども発達セミナー等、家族への情報提供など支援の充実を図るほか、地域の子どもたちを支える団体等の活動をバックアップする。

3 重点項目

<浜松市医療的ケア児等支援事業>

新規

日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児等とその家族が地域において安心して生活できるよう「浜松市医療的ケア児等コーディネーター業務」を受託し、医療的ケア児等に関する相談における基幹的役割を果たす。

4 主な事業

4-1 相談支援事業

(1) 障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う。	2,200 件
(2) 相談支援機能強化事業	専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応	再掲
	障害福祉サービス事業所等に対する専門的な指導、助言等に関する業務	30 件
	相談支援事業者への専門的な指導・助言並びに人材育成	15 件
	教育機関・医療機関・企業・自治会等への助言等に関する業務	35 件
(3) 住宅入居等支援事業	障がいのある人等の住宅入居に関する支援	数 件
(4) 相談支援事業所間の連絡調整	障がいのある児(者)への相談支援が円滑に行えるよう、他の相談支援事業所との連絡調整	50 件

(5)	指定特定相談支援事業	障がいのある児者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、相談に応じ、サービス利用計画の作成及びモニタリングの実施	サービス利用支援	150 件
	指定障害児相談支援事業		継続サービス利用支援	380 件
			連絡調整	1,400 件
			サービス利用支援	1,400 件
			継続サービス利用支援	3,470 件
			連絡調整	14,000 件
(6)	診療所関連事業	インテーク面接	750 件	
		関係機関面談	15 件	

4-2 浜松市医療的ケア児者等コーディネーター業務

項目	事業内容
(1) 相談業務	医療的ケア児等とその家族や関係機関からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言及びサービス等の利用調整等を行う。
(2) その他業務	地域における医療的ケア児等に関する課題を把握し、課題解決に向けた取り組みを実施する。

5 自主事業

項目	事業内容	計画件数等	
(1) 家族支援事業	らっこちゃんグループ	運動発達遅滞児の保護者対象の早期育児支援グループの開催	1 回以上
	子どもの進路と生活を考える会	不登校児など支援が必要な子どもの中学卒業後の進路選択や、余暇支援をテーマにした講演会等の開催	1 回以上
	きょうだいの会	当事者以外の家族を対象とした講演会・グループワーク等の開催	1 回以上
(2) 啓発事業	こども発達セミナー	一般市民を対象とした子どもの発達をテーマにした講演会の開催	1 回
(3) 地域との連携強化事業	医療機関、療育機関、児童相談所等との連絡会等	随時	
	地域の子どもたちを支える団体等のバックアップ	随時	

5 発達相談支援センター「ルピロ」

[根拠法令等:発達障害者支援法第14条、浜松市発達障害者支援センター事業実施要綱]

※NPO法人しずおか・子ども家庭プラットフォームとの浜松市発達障害者支援センター運営事業特定業務委託共同企業体にて事業受託

1 運営方針

発達障がい児(者)やその保護者・家族に対して、ライフステージに対応した支援を行うために必要な知識、技術の提供とデータの蓄積を行う。

市民や各関係機関職員からの発達障がい児(者)に対する理解と支援を得られるように、情報発信、啓発、研修を行う。

2 重点項目

(1)相談者の増加に伴う相談待機期間の遅延に対応するため、他機関と協力体制を構築し、相談支援事業を充実させる。

(2)発達障がいやその疑いのある児童への対応力向上を目的とした保護者、保育者、保健師向けのペアレントプログラム研修を実施する。

3 主な事業

項目	事業内容	計画件数等
(1)相談支援・発達支援	発達障がい児(者)及びその家族、関係機関等に対する相談支援、発達障がい児(者)及びその家族等に対する発達支援、センター内支援、保健センター等への巡回	5,100件
(2)就労支援	発達障がい者に対し、就労に向けて相談等による支援 労働関係機関と連携を図り、就労を希望する発達障がい者への有効な情報提供	
(3)市民向け情報発信	市民向け講演会	2回
(4)関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修事業	研修講師派遣	15回
	発達障害児保健師研修会	5回
	療育関連施設等事業者向け事例検討会	5回
	保育士、幼稚園教諭等への研修	17回
	ペアレントプログラム	24回
	発達支援の部屋の運営支援	6回
	発達支援広場への技術的支援	168回
	子育て支援ひろばへの支援	15回
	その他(子ども食堂・学習支援、民生委員などの支援者研修・外国人支援等)	随時

(5) 関係施設・関係機関等の連携	連絡協議会の開催	2回
	連絡協議会の参加(県内・全国等)	4回
	機関コンサルテーション	500件
	連絡会等への参加	50件
	浜松市発達障害者支援地域協議会への参加	2件
(6) 個別支援のための調整会議	必要に応じて関係施設・関係機関への依頼	2件
(7) 個別支援のための研修会	専門医等による紹介ケース等についての指導研修会	3件
(8) その他 (通訳支援等)	電話・来所相談支援及び発達検査での通訳業務	随時
	ポルトガル語による情報発信	随時

6 児童発達支援センター「ひまわり」

[根拠法令：児童福祉法第6条の2の2第2号、第5号、第6号]

			定員	法定配置基準	所定配置基準	職員配置 予定人数	事業所 管理者	児童発達 支援管理 責任者	合計
児童発達 支援	毎日 通園部	重症心身障がい児	10	4:1	3:1	7	兼務	1	8
		身体・知的・発達障がい児	55	4:1	4:1	24	1	1	26
	親子通園部		15	—	(身体は3:1)	9	兼務		9
居宅訪問型児童発達支援			—	—	—	1	兼務	1	2
保育所等訪問支援			—	—	—	1	兼務	1	2
合計			80	4:1	3:1	42	1	4	47

			開所日数	契約者数	延べ利用者数	1日平均利用者数	稼働率
児童発達 支援	毎日 通園部	重症心身障がい児	231	17	2,200	9.5	95.2%
		身体・知的・発達障がい児	231	70	14,100	61.0	111.0%
	親子通園部		231	160	4,300	18.6	124.1%
合計			231	247	20,600	89.2	111.5%
居宅訪問型児童発達支援			231	3	110	0.5	—
保育所等訪問支援			231	400	340	1.5	—

※毎日通園部は、年齢、障がい程度、発達状況に応じて「きらきら」(知的障がい児・発達障がい児 学年別3クラス)、「ぼかぼか」(重症心身障がい児1クラス・身体障がい児1クラス)で編成する。

1 運営方針

心身の発達に課題のある就学前の幼児を対象に、利用児への発達支援と保護者への養育支援及び地域の子どもへの発達支援を行う。また、子どもの身体及び精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に指導・援助を行うこととする。なお、これらの支援を進めるにあたっては、各関係機関と連携し、地域社会に信頼される支援に努める。

《基本方針》

児童福祉法に基づく「児童発達支援センター」事業として、児童発達支援、保育所等訪問支援等を実施し、利用児への専門的支援を行う。

- (1) 発達支援: 日常生活における基本動作の指導・援助と集団参加への支援に重点を置き、利用児一人ひとりに対して発達支援に取り組む。
- (2) 家庭支援: 個別面談や家庭訪問、学習会等を実施し、積極的に家庭支援を行う。
- (3) 地域支援: 地域において保育所等訪問支援事業などを実施し、一般園の保育者を支援する事業に取り組む。

- 療育目標 ①生活リズムを整えながら丈夫な身体作りをしていく。
 ②自分でできることを増やす。
 ③人や物とのかかわりを育む。

2 重点項目

- (1) 利用児の発達支援の課題や具体的な支援方法について、専門的な視点をもった児童発達支援計画を作成し、適切な支援を実施する。
- (2) 家庭での困った行動について、家庭で適切な理解と対応ができるように、具体的な対応方法について相談、支援を実施する。
- (3) 就園前の親子通園において、早期に介入することで親子療育の充実を図る。また、一般園との並行による親子通園において、より社会性の向上に向けた支援を実施する。
- (4) 地域支援の一つとして、地域の児童発達支援事業所や一般園の支援者を対象として、発達に特性のある幼児の理解を深めるために勉強会を開催する。

3 主な事業

3-1 児童発達支援事業

《毎日通園部》

項 目	事 業 内 容
(1) 発達支援	朝・帰りの会、クラス活動(散歩、戸外遊び、感覚遊び、音楽あそび、造形等)、合同活動(リトミック、マラソン、誕生会)等日常生活動作及び技能への支援
	個別課題支援(こっこタイム)の実施
	摂食に関する幼児について医療機関との連携
	作業療法士との連携(感覚統合に基づく支援・食具指導)
	理学療法士との連携(姿勢・運動の支援)
(2) 衛生管理・健康管理	身体測定(月1回)、尿検査(年1回)、歯科検診(年1回)
	医療的ケアの実施
	嘱託医による回診
	嘱託医による定期健康診断(毎日通園児年2回)
(3) 家庭との連携・支援	生活連絡カードによる情報交換、おたより帳の記入、園だより発行
	個別支援計画作成のための個人面談や家庭訪問
	懇談会
	母親を対象:懇談会、保育参加会、ペアレントトレーニング 等の実施
	保護者会「くすの木」の支援
	父親を対象:父親参加会、等の実施
家庭での困った行動について対応策の検討及び訪問支援	

(4) 進路相談支援	市教育委員会指導主事の就学ガイダンスの実施
	特別支援学校の体験入学、幼稚園・保育園・小学校の見学会へ同行
	学校との連携・移行支援会議
(5) 地域との連携	地域の幼稚園・保育園との交流保育の実施
	学生実習の受入れ
	中学生の福祉体験、ボランティア受入れ

時 間	日 課
8:30 ~	開所、送迎バス運行
~ 10:00	自由遊び、個別面談等
10:00 ~ 11:30	排泄、朝の会、設定活動等
12:00 ~ 13:00	給食、排泄
13:00 ~ 14:00	設定活動(絵本、集団遊び等)
14:00 ~ 15:00	帰りの会、水分摂取、排泄
15:00 ~	送迎バス運行、個別面談、家庭訪問等
~ 17:15	閉所

《親子通園部》

(ア) 早期介入グループ

グループ名	対 象 者	年 齢	実施回数	グループ数(定員)
こぐま	運動発達の遅れ、染色体異常のある幼児とその保護者	1～2	41回/年	1グループ(10名)
きりん	知的障がいや発達障がいの疑いのある幼児とその保護者	年少小	180回/年	8グループ (1グループ10名)

項 目	事 業 内 容
(1) 療育指導	朝・帰りの会、設定活動(サーキット、音楽あそび、造形等)、排泄指導 食事指導
(2) 保護者支援	個別面接、グループワーク

時 間	日 課
8:30 ～	開所、個別面談、自由遊び等
10:00 ～ 10:30	朝の会、体操、排泄
10:30 ～ 11:00	設定活動(サーキット、音楽あそび、造形等)
11:00 ～ 11:30	おやつ、帰りの会
11:30 ～	個別面談等
～ 17:15	閉所

(イ) 並行通園グループ

グループ名	対 象 者	年 齢	実施回数	グループ数(定員)
ひつじ	幼稚園・保育園へ通園している発達障がい児等とその保護者	年少～年長	全120回/年	5グループ(10名)
くじら	幼稚園・保育園へ通園している発達障がい児等とその保護者	年中・年長	全80回/年	2グループ(10名)

項 目	事 業 内 容
(1) 療育指導	始まり・終わりの会、設定活動(運動あそび、音楽あそび、造形、ゲーム等) 生活管理指導
(2) 保護者支援	個別面接、グループワーク

時 間	日 課
8:30 ～	開所、個別面談、自由あそび等
14:30 ～ 15:00	始まりの会、机上課題
15:00 ～ 15:30	設定活動(サーキット、音楽あそび、ゲーム等)
15:30 ～ 16:00	おやつ、帰りの会
～ 17:15	閉所

3-2 居宅訪問型児童発達支援事業(法定給付事業)

事業内容	計画件数等
身体状況により通園施設への通園が難しい幼児を対象に、保護者と個別給付契約を結び、支援計画に基づいて訪問支援員が居宅に訪問し必要な発達支援を実施	110件

3-3 保育所等訪問支援事業(法定給付事業)

事業内容	計画件数等
保護者と個別給付契約を結び、支援計画に基づいて訪問支援員が訪問し、安定した園生活を送るために必要な支援を実施	340件

3-4 発達支援学級新規担当教員研修(浜松市教育委員会教育センターより委託)

事業内容	計画件数等
新しく発達支援学級を担当した教員の資質の向上を図るため、発達支援学級の運営・児童・生徒の理解・教育課程の編成や指導法について、児童発達支援センター「ひまわり」にて実習及び事例検討を実施	4回 40人

4 自主事業

項目	事業内容	計画件数等
(1) 地域支援1 まとまり食・ミキサー食勉強会	自宅でミキサー食やまとまり食の提供を必要とする家庭を対象に、調理方法のレクチャーや実習の実施	1回
(2) 地域支援2 発達に特性をもつ幼児と関わる支援者・保育者の勉強会	地域の児童発達支援事業所や一般園の職員を対象に、発達に特性をもつ幼児への理解を深めるための勉強会を開催	1回

7 浜松市保育所等巡回支援事業

[根拠法令等：浜松市保育所等巡回支援事業実施要綱]

1 目的

浜松市保育所等巡回支援実施要綱に基づき、障がいが「気になる」段階から支援をおこなうための体制の整備を図り、保育所等訪問支援事業等との連携により、発達障がい児等の福祉の向上を図る。また、障害児通所事業所への技術的指導等の支援をおこなうことにより、地域支援の強化を図ることを目的とする。

2 主な事業

発達障がい等に関する知識を有する専門の職員（以下専門員）が、保育所等の子どもやその親が集まる施設等への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援をおこなう。また、障害児通所支援事業所への支援方法の技術指導等をおこなう。

保育所等巡回支援事業所・保育所等訪問支援事業所等連絡会を実施し、支援の振り返り等により専門員の支援スキルの向上及び障がい児支援における関係機関との連携の充実を図る。

事業内容	計画件数
幼稚園・保育園・子ども園など一般園からの依頼により、専門員(保育士、臨床心理士等)を派遣し、支援方法の助言や技術指導及び事業説明	300 件
巡回支援事業の対象園を対象に、基礎知識等の講座を希望・依頼のある園に専門員を派遣し支援	5 件
事業所連絡会・事例検討会への参加	4 回

8 浜松市発達支援広場事業（たんぽぽ広場）

[根拠法令等:浜松市発達支援広場事業実施要綱]

センター型

会 場	浜北保健センター	中央保健福祉センター
開催日時	毎週月曜日 午前	毎週水曜日 午前
対 象 者	1歳6ヶ月児健診等で、対人関係の問題や発達障がいの疑いがあり、 集団の早期療育アプローチの必要性があると思われる幼児とその保護者	
定 員	親子20組程度	

施設型

会 場	発達医療総合福祉センター
開催日時	月曜日～金曜日 午前（1グループ月3回程度）
対 象 者	「たんぽぽ広場」等において就園前の継続的な療育的支援や発達支援が必要と判断された幼児とその保護者
定 員	1グループ親子15組程度 年間45組程度

1 運営方針

市内で開催する浜松市発達支援広場事業（たんぽぽ広場7会場、施設型3会場）のうち、たんぽぽ広場2会場と施設型1会場を受託運営する。

対人関係の障がいや精神発達の遅れ等が疑われる幼児とその保護者に早期療育的アプローチや相談、交流の場を提供し、幼児及び保護者の状況を把握するとともに、幼児に必要と思われる療育の方向性を定め、保護者に適切な助言を行い、理解と受容を促し、適切な時期に適切な療育に結び付けていく場を提供する。

また、専門的知識を有する職員を派遣することで、早期療育の質をより高め、的確に幼児と保護者の状況を評価（スクリーニング）し、その幼児の将来を見据えた支援について指導・助言を行い、次の療育に結び付ける。幼児と保護者に必要な支援の第一歩となる場を提供する。

2 主な事業

2-1 発達支援広場（センター型）

項 目	事 業 内 容	計 画 件 数 等		
(1) センター型	コーディネーター1名、保育スタッフ4名を中心に、メインプログラム、自由遊び、ルピロスタッフとの事後カンファレンスを行い、各幼児と保護者の状況の把握、支援の方法、方向性についての相談	福 社 中 央 保 健 	開催回数	40回
			参加組数 (1回あたり)	20組
			延べ参加組数	800組
		セ 浜 北 タ 保 健	開催回数	40回
			参加組数 (1回あたり)	20組
			延べ参加組数	800組

項 目	事 業 内 容	計 画 件 数 等
(2) 医師相談日	月1回、医師相談日を開催し、希望者に医師相談を 実施	各年12 回
(3) 心理相談日	月1回、心理相談日を開催し、希望者に心理相談を 実施	各年12 回
(4) 親同士の交流会	月1回、公募や紹介により発達障がい児の療育経験がある人や発達障がいに関する知識を有する人をファシリテーターとして、発達支援広場参加者の親同士が相談できる交流会を実施	各年12 回
(5) 研修会・連絡会等の開催	発達支援広場関係団体と連携をとり、広場の業務内容や方向性、支援の方法、卒業児の動向等について情報交換を行い、広場の質の向上と方向性の共有に向けた研修・連絡会等を開催	随時

2-2 発達支援広場(施設型)

グループ名	対 象 者	年 齢	実 施 回 数	グループ数(定員)
ぴよぴよ	発達障がい児及びそのリスク児とその保護者	1~2	80回/年	3グループ(各15組)

項 目	事 業 内 容	計 画 件 数 等	
(1) 施設型	<p>コーディネーター1名、保育スタッフ3名、臨床心理士1名を中心に、朝の会、メインプログラム、帰りの会、事後カンファレンス、個別心理相談等を開催</p> <p>発達の課題に応じた対応を考慮し、保護者が就園に向けた準備ができるよう、生活習慣の習得や集団生活への適応等を促すプログラムの提供</p> <p>保護者が幼児の行動特性による対応に苦慮していることに十分に配慮し、不適切な対応や親子関係の歪みが生じないよう、幼児に対する保護者の対応や精神面での相談支援を実施</p>	開催回数	80 回
		参加組数	45 組
		延べ参加組数	800 組
(2) 他機関との連携	継続的な支援を行うため、幼児の特性やその家庭に必要な支援等における、参加幼児の紹介元機関や今後の通園予定機関との連携	随時	
(3) 研修会・連絡会等の開催	発達障害支援広場関係団体と連携をとり、広場の業務内容や方向性、支援の方法、卒業児の動向等について情報交換を行い、広場の質の向上と方向性の共有に向けた研修・連絡会等を開催	随時	

9 児童発達支援事業所「ひまわり ひくまの丘」

[根拠法令等:児童福祉法第6条2の2第2号、第6号]

区分	定員	法定配置基準	所定配置基準	職員配置 予定人数	事業所管理者	児童発達支援 管理責任者	合計
児童発達支援	10	5:1	5:1	4	1	管理者兼務	5
保育所等訪問支援	—	—	—	兼務	兼務		兼務
合計	10	5:1	5:1	4	1	—	5

区分	開所日数	契約者数	延べ利用者数	1日平均利用者数	稼働率
児童発達支援	236	90	2,550	10.8	108%

1 運営方針

心身の発達に課題のある就学前の幼児を対象に、利用児への発達支援と保護者への養育支援及び地域の子ども達への発達支援を行う。また、子どもの身体及び精神の状況ならびにその置かれている環境に応じた、適切かつ効果的に指導・援助を行うこととする。なお、これらの支援を進めるにあたっては、各関係機関と連携し、地域社会に信頼される支援に努める。

《基本方針》

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業として、児童発達支援、保育所等訪問支援等を実施し、利用児への専門的支援を行う。

(1) 発達支援:日常生活における基本動作の指導・援助と集団参加への支援に重点を置き、利用児一人ひとりに対して発達支援に取り組む。

利用児の発達支援の課題や具体的な支援方法について、専門的な視点をもった個別の支援計画を作成し、適切な支援を実施する。

(2) 家庭支援:子育てについて、個別面談やグループワーク等積極的に家庭支援を行う。

保護者の幼児への特性理解を深め、利用児の特性に即した子育てが営めるように保護者支援を図る。

また、利用児の特性を理解し、家庭でのより適切な対応の促進を図るために、家庭等に出向き具体的な対応方法について相談、支援を実施する。

公認心理師による、保護者及び養育者に対して、「発達障がい」に関する勉強会を開催する。

(3) 地域支援:地域において、保育所等訪問支援事業を実施し、一般園の保育者を支援する事業に取り組む。

療育目標 ①基本的な生活習慣の確立を促し、整えていく。
 ②人との適切なかかわりを育む。
 ③保護者が幼児の特性理解を深め、家庭や園でのより適応的な行動を養う。

2 重点項目

(1) 就園前療育グループを終了した幼児を対象に、フォローアップ療育を月に1度行う。

保護者の相談先としての継続した支援を行う。

(2) 母子分離型で療育を行い、保護者同士の横のつながりや情報交換をできる環境の設定や、適宜相談にのれるよう案内を行う。

3 主な事業

3-1 親子通園

グループ名	対象者	年齢	実施回数	グループ数(定員)
きりん	発達障がい疑いのある幼児とその保護者	年少小	180回/年	4グループ (1グループ8名)
項目	事業内容			
(1)療育指導	朝・帰りの会、設定活動(サーキット、音楽あそび、造形等)、排泄指導 偏食指導			
(2)保護者支援	個別面接、グループワーク			
時間	日課			
8:30 ~	開所、個別面談、自由あそび等			
10:00 ~ 10:30	朝の会、体操、排泄			
10:30 ~ 11:00	設定活動(サーキット、音楽あそび、造形等)			
11:00 ~ 11:30	おやつ、帰りの会			
11:30 ~	個別面談等			
~ 17:15	閉所			

(イ) 並行通園グループ

グループ名	対象者	年齢	実施回数	グループ数(定員)
ひつじ	幼稚園・保育園へ通園している発達障がい児等とその保護者	年少～年長	全220回/年	5グループ(7名)
キラピーくらぶ	幼稚園・保育園へ通園している発達障がい児等とその保護者	年少～年長	全12回/年	2グループ(15名)
項目	事業内容			
(1)療育指導	始まり・終わりの会、設定活動(運動あそび、音楽あそび、造形、ゲーム等)、生活管理指導			
(2)保護者支援	個別面接、グループワーク			
時間	日課			
8:30 ~	開所、個別面談、自由あそび等			
14:30 ~ 15:30	朝の会、体操、排泄			
15:30 ~ 16:00	設定活動(サーキット、音楽あそび、造形等)			
16:00 ~ 16:30	おやつ、帰りの会			
~ 17:15	閉所			

3-2 保育所等訪問支援事業

事業内容	計画件数等
保護者と個別給付契約を結び、支援計画に基づいて訪問支援員が訪問し、安定した園生活を送るために必要な支援を実施	95件

10 児童発達支援事業所「ひまわり こころん」

[根拠法令等：児童福祉法第6条2の2第2号、第6号]

区 分	定員	法定配置基準	所定配置基準	職員配置 予定人数	事業所管理者	児童発達支援 管理責任者	合計
児童発達支援	10	5:1	5:1	3	1	管理者兼務	4
保育所等訪問支援	—	—	—	兼務	兼務		兼務
合 計	10	5:1	5:1	3	1	—	4

区 分	開所日数	契約者数	延べ利用者数	1日平均利用者数	稼働率
児童発達支援	233	10	2,200	9.4	94.4%

1 運営方針

心身の発達に課題のある就学前の幼児を対象に、利用児への発達支援と保護者への養育支援及び地域の子ども達への発達支援を行う。また、子どもの身体及び精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に指導・援助を行うこととする。なお、これらの支援を進めるにあたっては、各関係機関と連携し、地域社会に信頼される支援に努める。

《基本方針》

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業として、児童発達支援、保育所等訪問支援等を実施し、利用児への専門的支援を行う。

- (1) 発達支援:日常生活における基本動作の指導援助と集団参加への支援に重点を置き、利用児一人ひとりに対して発達支援に取り組む。
- (2) 家庭支援:定期的な年2回の個別面談・家庭訪問の他に、集団での体験型家庭支援(勉強会)を定期的
に開催し、幼児の特性に関する理解と対応について学ぶ機会を提供する。また家庭の悩みに関
しては解決までのプログラムを作成し、訪問も含めた家庭支援を行うことで、親子関係が改善
できるよう支援を行う。
- (3) 地域支援:保育所等訪問支援事業を実施し、一般園の保育者を支援する事業に取り組む。

療育目標 ①生活リズムを整えながら丈夫な身体作りをしていく。
②自分でできることを増やす。
③人や物とのかかわりを育む。

2 重点項目

- (1) 利用児の発達支援の課題や具体的な支援方法について、専門的な視点をもった個別の支援計画を作成し、適切な支援を実施する。
- (2) 医療(子どものこころの診療所)と連携して集団療育を行うことにより、利用児の障がい特性の緩和や集団生活での困難を改善させ、療育効果を高める。

3 主な事業

3-1 毎日通園

時 間	日 課
8:30 ～ 10:00	開所、個別面談、自由遊び等
10:00 ～ 10:30	登園、排泄
10:30 ～ 11:00	朝の支度・着替え・朝の会
11:00 ～ 12:00	設定活動(サーキット、音楽あそび、造形等)
12:00 ～ 13:00	昼食
13:00 ～ 14:00	設定活動(集団活動、絵本等)
14:00 ～ 15:00	帰りの会、排泄、帰宅
15:00 ～	個別面談、家庭訪問等
～ 17:15	閉所

項 目	事 業 内 容
(1)療育指導	朝・帰りの会、クラス活動(散歩、戸外遊び、感覚遊び、音楽あそび、造形等)、合同活動、個別活動等 日常生活動作および技能への支援
	言語聴覚士、臨床心理士等専門職との連携
(2)衛生管理・健康管理	身体測定(月1回)・歯科検診(年1回)
	嘱託医による回診
(3)家庭との連携・支援	生活連絡カードによる情報交換、おたより帳の記入、園だよりの発行
	個別支援計画作成のための個人面談や家庭訪問
	クラス参加会、保育公開
	グループワーク
(4)進路相談支援	就学ガイダンスの案内
	特別支援学校の体験入学・幼稚園、保育園、小学校の見学へ同行
	学校との連携・移行支援会議
(5)地域との連携	地域の保育園との交流保育の実施

3-2 保育所等訪問支援事業

事 業 内 容	計画件数
保護者と個別給付契約を結び、支援計画に基づいて訪問支援員が訪問し、安定した園生活を送るために必要な支援を実施	10件

1 1 生活介護・就労継続支援施設「かがやき」

[根拠法令等：障害者総合支援法第5条第7号・第14号]

	定員	法定配置基準	所定配置基準	職員配置 予定人数	事業所管理者	サービス管理 責任者	合計
生活介護(パステル)	40	5:1	5:1	12	1	1 (1)	14
就労継続支援(グリーン)	10	7.5:1	6:1	2	生活介護と兼務	生活介護と兼務	2
合計	50	—	—	14	1	1 (1)	16

※(1)は管理者兼務

	開所日数	延べ利用者数	契約者数	1日平均利用者数	稼働率
生活介護(パステル)	242	11,000	52	45.5	114%
就労継続支援(グリーン)	242	2,300	10	9.5	95%
合計	242	13,300	62	55	110%

1 運営方針

利用者の人格を尊重し、一人ひとりが豊かな日常生活・社会生活を営むことができるよう支援計画に基づいた支援をする。

《基本方針》

- ①利用者とその家族が安心して生活できる支援を行う。
- ②さまざまな経験を通して、より豊かな生活を送れるための支援を行う。
- ③自分の気持ちを表現する方法をより多く身に付け、主体的に生活できるような支援を行う。

(1) 生活介護事業

食事や排泄・安全な移動等日常生活の支援、諸活動及び生産活動の機会の提供を行い、利用者が自立した日常生活を営むうえで必要な手続きや技能を習得出来るよう支援する。活動内容は、利用者及び家族の意向を尊重するとともに、利用者のそれぞれの個性に合わせた活動カリキュラムを提供する。

(2) 就労継続支援事業(B型)

仕事を通して個々の心身の発達を促すとともに、社会体験、調理実習、レクリエーション等の機会を提供することで、利用者が社会生活を営むうえで必要な知識や技能を習得できるように支援する。また、作業能力、自立度が向上した利用者に対しては、希望に応じて就労継続支援 A 型事業所、就労移行支援事業所、一般就労等への移行支援を行う。

2 重点項目

- (1) 強度行動障害を有する利用者に対しての支援プログラムをさらに充実する。
- (2) リハビリを必要とする利用者に対して計画を立て、さらに充実した支援を行う。**事業拡充**
- (3) 「わごむ」ブランドでの新商品の開発を行い、さらなる販路の拡大を目指す。

3 主な事業

項 目		事 業 内 容	
生活介護事業	(1)日常生活支援	安全で快適な日常生活を送れるように、個別支援計画に基づいた身辺動作(排泄、食事等)の支援	
	(2)諸活動	体育、音楽、創作、散歩、調理実習、スイミング、カラオケ大会、部活動等の余暇支援	
	(3)グループ別活動	障がい特性、年齢層に応じた小集団での活動(4グループ)	
	(4)生産活動支援	自主製品、下請作業活動を通じ、作業意欲の向上 センター共有ブランド「わごむ」による新商品製作と販売強化	
	(5)社会体験活動	買い物、社会体験等を実施し、仲間と楽しむ外出活動	
	(6)健康管理	体重・血圧測定、健診バスによる健康診断、歯科検診、医師回診等	
	(7)家族との連携	サービス提供記録、連絡票、施設便りの発行、面談等	
	(8)家族支援	行政、医療機関、他の福祉施設と連携し、家族も含めた包括的支援	
	(9)地域との交流	友愛のさと作品展、ギャラリー等での作品展を通じた地域との交流	
就労継続支援事業	(1)就労支援	清掃業務	発達医療総合福祉センター建物の清掃業務の一部請負
		下請業務	地域の企業からの下請作業
		自主製品製作販売	センター共通ブランド「わごむ」による新商品製作と販売強化
		工賃支給	工賃配分は、固定給、時間給、評価給を併用して支給
	(2)日常生活支援	個別支援プログラムに基づき、社会的自立を目的とした情報提供や個別支援	
	(3)社会体験活動	小集団による食事会、社会体験、レクリエーション活動	
	(4)一般就労支援	必要に応じた就職面接会・職場見学・職場実習等の情報提供及び就労継続支援施設A型事業所、就労移行支援事業所、一般就労への移行支援	
	(5)健康管理	体重・血圧測定、健診バスによる健康診断、歯科検診、医師回診等	
	(6)家族支援	行政、医療機関、他の福祉施設と連携し、家族も含めた包括的支援	
	(7)地域との交流	友愛のさと作品展、ギャラリー等での作品展を通じた地域との交流	

時 間	《生活介護日課》	《就労継続支援日課》
8:30	開所、送迎バス運行	開所、送迎バス運行
9:30 ~	個別活動	個別活動
10:00 ~ 10:30	送迎バス着、トイレ、着替え	送迎バス着、更衣、作業準備
10:30 ~ 11:00	朝の会	朝の会
11:00 ~ 12:00	作業、諸活動	受託作業、自主製品製作、清掃
12:00 ~ 13:00	昼食、昼休み	昼食、昼休み
13:00 ~ 14:00	作業、諸活動	清掃、受託作業、自主製品製作、レクリエーション
14:00 ~ 15:00	更衣、リラックスタイム、帰りの会	清掃、受託作業、自主製品製作、レクリエーション
15:00 ~	送迎バス運行、個別活動	送迎バス運行、個別活動
17:15	閉所	閉所

1 2 就労継続支援施設「はばたき」

[根拠法令等：障害者総合支援法第5条第14号]

定員	法定配置基準	所定配置基準	職員配置 予定人数	事業所管理者	サービス管理 責任者	合計
20	7.5:1	6:1	4	1	1	6

開所日数	契約者数	延べ利用者数	1日平均利用者数	稼働率(%)
243	32	5,400	22.1	111.1%

1 運営方針

利用者が充実した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用計画に基づいた支援を行う。生産活動ではその知識及び技術を向上させるとともに、より質の高い製品作りのための支援を行う。また、必要に応じて就労の機会を提供していく。

《基本方針》

- ①意欲を持って生産活動に取り組むための支援を行う。
- ②職場体験・実習等の一般就労のための支援を行う。
- ③健康の維持増進を図るなどして、充実した日常生活を送るための支援を行う。
- ④地域社会の中で自立した生活を営むための情報提供と社会参加の支援を行う。
- ⑤製品販売の機会を増やし、ひとりあたりの工賃額の増加を目指す。

2 重点項目

(1) 利用者の工賃額の増加を目指す。

ア 祭り軒花「はばたき^{さいか}彩花」は、新型コロナウイルスの影響からの回復と新たな受注先の獲得を目指す。

イ 喫茶「わいわい」は、お客様に飽きられないためにこまめなメニューの入替と限られた空間の中で楽しさを感じてもらえるような装飾をする。

利用者が調理にかかわることで利用者のできることの幅を広げる。

ウ 仕入れ販売では、近隣地域の農産物や他の福祉施設の製品の販売を拡大し、地域社会との繋がりをいっそう深めていく。

エ 陶芸品はセンター共通ブランド「わごむ」の販売先や販売機会の増加に努める。

また子どもにも喜んでもらえるような販売方法を検討する。

オ 工賃を安定して支給するため、外的要因(災害・不況等)に影響されない作業を開拓する。新規

カ 地域や地域住民と協働して行える作業や企業と連携しての商品開発など、はばたきと地域社会が一体となって進めることができる新たな仕事に取り組む。新規

(2) 障がいや家庭の状況が変化した利用者の今後について、相談支援事業所等と連携し検討する

(3) 能力や意欲がある利用者は、一般就労や就労移行施設、A型施設へのステップアップを支援する。

(4) 身体障がい、発達障がい、高次脳機能障がいや知的障がいなど、幅広い障がいの新たな利用を関係団体と連携して進める。

3 主な事業

項 目	事 業 内 容	
(1) 社会生活支援	日常生活支援(おひとり様はばとりっぷ等、利用者とはゆっくり接する時間を持つことで利用者の気持ちや考え、問題等を把握して利用者にはしっかりと寄り添い、心身ともに安定して楽しく落ち着いた生活が送れるように支援する。)	
(2) 生産活動・就労支援	軒花作業	祭り用軒花の製作、販売(目標7万4千本以上)
	喫茶作業	メニューの入替、装飾を行い楽しい空間を演出 利用者が調理等に携わることで就労意欲や能力を向上
	仕入れ販売	近隣地域の農産物や他の福祉施設製品の販売
	陶芸作業	食器、陶芸人形等の製作、販売 新しい販売方法の展開
	製造販売	センター共通のブランド「わごむ」製品の販売
	協働作業	かがやきと連携しての作業の共同受注 地域と協働して行う、地域社会に根差した生産活動
	一般就労支援等	就労能力とその意欲が向上した利用者の、一般企業への就職や就労継続支援A型施設等への移行支援
(3) 健康管理	身体測定、定期健康診断、歯科検診、医師回診等の実施 加齢や障がいの進行等による体調変化に留意し、本人の状態に適した支援	
(4) 家族支援	面談や連絡帳等により家族ニーズや状態を把握した適切な支援 相談支援事業所等の関係機関と連携、家族を含めた包括的な支援	
(5) 地域との交流	軒花やわごむ製品の販売を通じた地域や他施設との交流	

時 間	日 課
8:30	開所、送迎バス運行
9:30 ~	個別活動
10:00 ~ 10:30	送迎バス着、更衣、作業準備等
10:30 ~ 12:00	朝の会、体操、作業
12:00 ~ 13:00	昼食、昼休み
13:00 ~ 14:35	作業
14:35 ~ 15:00	帰りの会、更衣
15:00 ~	送迎バス運行、個別活動
17:15	閉所

1 3 障害者生活介護施設「ふれんず」

[根拠法令等：障害者総合支援法第5条第7号]

定員	法定配置基準	所定配置基準	職員配置 予定人数	事業所管理者	サービス管理 責任者	合計
20	3:1	1.7:1	17	1	1	19

開所日数	契約者数	延べ利用者数	1日平均利用者数	稼働率(%)
242	31	5,150	21.3	106.4%

1 運営方針

在宅の障がいのある人に対して、創作的活動等日中活動や生活援助等の支援を行い、利用者の自立と生きがいを高めること及び社会参加を促進することを目的とする。

《基本方針》

- ①利用者一人ひとりの個性を尊重し生きがいを高めるよう豊かな日中活動や社会参加活動を提供する。
- ②日常生活、社会生活に必要な基本的な生活習慣を身につけ、自立を促すための生活援助を行う。
- ③利用者の健康維持、増進のため家庭や関係機関と連絡をとり支援を行う。
- ④利用者の自主活動や自己決定を尊重した支援をする。

2 重点項目

- (1) 活動グループを3グループに分け、利用者のニーズや身体状態に合わせて活動内容を選択できるようにする。また、グループごとのメンバーに合わせ、活動空間を工夫し医療的ケアの必要な方を受け入れることができるスペースを確保していく。
- (2) 春・夏・秋の3回、複数の外出企画の中から、利用者の選択を尊重して小グループ毎に実施する。また、クラブ活動を継続し、利用者一人ひとりが自己表現できる場を提供し活動内容を施設外(公共施設展示・ブログ等)に発信していく。
- (3) 電子タブレットを使用して、利用者が好きなもの(歌・ダンス・景色鑑賞・ゲーム等)を探して楽しむ時間を多く持てるようにする。タブレットの台数を増やし、個別活動の充実や、今後のグループ活動が多様化を目指していく。 事業拡充
- (4) スヌーズレン活動の中で、DVDの映像や電子タブレットでの映像の動きを天井に映し、視覚的な感覚を楽しむ。また、様々な触覚を感じられるように工夫する。
- (5) 利用者の健康診断を実施し、安定した施設利用が継続できるよう支援する。
- (6) 医療的ケアが必要な利用者の送迎対応をすることで、家族の介護負担の軽減を図る。
- (7) 重症心身障がい者の支援ができる介護・福祉の専門人材育成のための「重症心身障害児(者)対応介護従事者養成研修」の実習施設として協力していく。

3 主な事業

項 目	事 業 内 容	
(1) 日常生活支援	移動、移乗、排泄、食事、歯磨き等日常生活に必要な支援	
(2) 機能訓練	理学療法士の指導に基づく機能訓練・姿勢保持の支援 リハビリ計画を作成し、定期的にモニタリングを行い計画の見直しを実施 呼吸機能維持のため、呼吸リハビリテーションの実施	
(3) 日中活動	ク ロ レ	自主性や自己決定を尊重した活動を支援(散歩、製作、カラオケ、ゲーム、喫茶、リラックスタイム、クラブ活動等)
	ス マ イ ル	身体状況や個性を尊重し、満足感や達成感を得られるような活動を支援(散歩、絵本読み聞かせ、製作、光刺激や振動、スヌーズレン、アクティブスヌーズレン)
	クラブ活動内容の施設外(公共施設展示・ブログ等)への発信 くるみボタン製品等の製作	
(4) 生産活動支援	個人の特性や能力に合わせた作業内容、作業工程を工夫した折り染め製品、くるみボタン製品等の製作	
(5) 健康管理	健康診断、歯科検診、医師回診等を実施 医師の指示による看護師及び研修終了支援員による医療的ケアの実施	
(6) 家庭との連携	毎月の通信、個別面談、連絡帳記入、家族懇談会等の実施	
(7) 家族支援	地域生活を送る上での課題に対する、家族や関係機関と連携した支援 医療的ケアが必要な利用者の送迎対応による家族の介護負担の軽減	
(8) 地域との交流	他施設との交流及び自立支援連絡会や他事業所との連携	

時 間	日 課
8:30	開所、送迎バス運行
9:30 ~ 10:30	個別活動、水分摂取、朝の会、健康チェック
10:30 ~ 11:30	午前の活動
12:00 ~ 13:00	昼食、昼休み
13:00 ~ 14:00	午後の活動
14:00 ~ 15:00	帰りの会、水分摂取
15:00 ~	送迎バス運行、個別活動
17:15	閉所 (利用延長希望がある場合17:15まで対応)

1 4 地域活動支援センター「オルゴール」

[根拠法令等：障害者総合支援法第5条第27号、浜松市地域活動支援センターⅡ型事業実施要項]

定員	職員配置 予定人数	事業所管理者	合計
15	3	兼務(1)	3

開所日数	契約者数	延べ利用者数	1日平均利用者数	稼働率(%)
243	50	3,200	13.2	87.8%

1 運営方針

浜松市の地域生活支援事業の一つである地域活動支援センターⅡ型事業を受託し、地域において在宅の障がいのある人や就労が困難な障がいのある人が、自立した社会生活を営むことができるよう支援する。

また、生活の質を向上させ生きがいを高めることができるよう、趣味や見聞を広げることを支援する。

《基本方針》

- ① 利用者一人ひとりの生活を尊重し、生きがいを高めることができるような日中活動や社会参加活動の機会を提供する。
- ② 利用者が、より豊かな生活を送ることができるように教室活動を実施する。
- ③ 利用者の健康維持のため、家庭や関係機関と連絡をとり支援を行う。

2 重点項目

- (1) 近隣の小学校、中学校等との福祉交流会を実施する。
- (2) センター近隣で行われるイベントに参加し、利用者が地域の文化に触れる機会を設ける。
- (3) 発達障がいや就労が困難な利用者を対象に、自立をサポートする活動を実施する。
- (4) 生活介護事業や就労継続支援事業等の自立支援給付事業に適応が困難な在宅障がい者の居場所機能としての受入れをしていく。
- (5) 相談支援事業所やケアマネージャーと連携して、利用者それぞれに適切な福祉サービスの利用について相談していく。

3 主な事業

項 目	事 業 内 容
基 礎 的 事 業	(1)日常生活支援 移動、移乗、食事、排泄等日常生活支援
	(2)衛生管理・健康管理 体力測定、バイタルチェック等を行い、利用者の健康管理
	(3)創作的活動・生産活動 季節、行事をテーマにした塗り絵や工作、作品展用の合同作品の製作等の創作活動、アイロンビーズ製品の作成等
機 能 強 化 事 業	(4)オルゴール教室 各種教室(絵手紙教室、パソコン教室、アイパッド教室、ケア体操教室、等)の開催
	(5)諸活動 脳トレーニングゲーム、カードゲーム、TV体操、クッキング、自立サポート活動等の実施
	(6)社会体験 買い物や外食、お花見、作品展見学等の外出体験の実施
	(7)地域との交流 小学生や中学生との福祉交流会の実施や他施設との交流 地域イベントへの参加
	(8)入浴支援 ミスト浴やシャワー浴等の実施
	(9)利用者送迎 利用者自宅等への送迎の実施
そ の 他	家族との情報共有 福祉系学生実習や、ボランティアの受入

時 間	日 課
8:30	開所、送迎バス運行
9:30 ~ 10:00	自己通所者到着・個別活動
10:00 ~ 10:30	バイタルチェック
10:30 ~ 11:30	朝の会、日中活動・教室
11:30 ~ 13:00	昼食、口腔ケア、昼休み
13:00 ~ 14:45	日中活動・教室
14:45 ~ 15:00	帰りの会
15:00 ~	送迎バス運行、個別活動
17:15	閉所

15 身体障害者福祉センター

[根拠法令等：身体障害者福祉法第31条]

1 運営方針

地域の障がいのある人の社会参加、教養の向上、健康の増進を図るため、各種講座を実施する。また、地域社会との交流を図り、レクリエーションのための便宜の供与等の事業を行う。

2 重点項目

- (1) 新型コロナウイルス感染症予防に留意した講座を実施する。
- (2) 親子で参加できる講座を充実させる。

3 主な事業

項目	事業内容		計画件数等	
(1) 趣味・余暇活動としての講座	教養の向上や技術の習得、趣味・余暇活動の充実を支援するため、各種講座を開催	編み物	全8回×3期 定員10人	24回 210人
		書道(2クラス)	全8回×3期 定員20人	48回 500人
		英会話	全5回×3期 定員10人	15回 140人
		親子英会話	全17回 定員 親子10組	17回 170人
		アート・アート	8回×3期 定員10人	24回 210人
		特別講座(親子書き方講座、親子フラワーアレンジメント等)	随時 定員 大人15人 親子8組	24回 300人
		水泳講座	12回×2期 定員20人	24回 340人
		親子スイミング	12回×2期 定員20人(10組)	27回 350人
		夏休みスイミング	全3回	
親子スポーツ	8回×2期 定員20人(10組)	16回 230人		
(2) レクリエーションのための便宜の供与	講座OBグループへの継続活動支援		16回 100人	
(3) 地域との交流	障害者週間等の作品展示		3回	
	中学生福祉体験の実施		5回	
	夏休みに小・中学生ボランティア体験の実施		15人	
(4) 作品募集	浜松市内全域の障がいのある人から全国障害者総合福祉センター主催の「障がい者による書道・写真全国コンテスト」の作品を募集し、とりまとめを担当		1回	

16 障害者体育館・プール

1 運営方針

発達医療総合福祉センター各施設の訓練、療育、日中活動等による利用のほか、施設の有効利用のため、在宅の障がい児者への一般開放及び障がい児者団体への貸出を行う。

(1) 温水プール一般開放(障がい児者共通) ※4月～9月

月曜日 13:00～17:00

水曜日 13:00～17:00

金曜日 13:00～16:00

(2) 体育館一般開放(障がい児者共通)

水曜日 13:00～17:00

※バドミントン、卓球、ソフトバレーボール、卓球など

(3) 体育館障がい児者団体への貸出

月曜日～金曜日 8:30～17:00 ※事前予約

※設備改修工事のため、温水プールは、令和3年10月～令和4年3月まで休館する。

2 重点項目

(1) 新型コロナウイルス感染予防対策として、利用前の検温、消毒、更衣室等の換気等を徹底していく。

(2) 一般開放において、障がい児者の利用日を共通とし、利用可能日を増やしていく。

3 主な事業

項目	事業内容	内容	計画件数等	
(1)センター内利用	発達医療総合福祉センター内の施設・療育における体力づくり、訓練の場としての利用	体育館	利用日数 利用者数	200日 9,900人
		温水プール	利用日数 利用者数	120日 2,400人
(2)障がい児者利用	「子ども・大人」を一緒にした一般開放	体育館	利用日数 利用者数	50日 200人
		温水プール	利用日数 利用者数	70日 1,000人
(3)障がい児者団体への貸出	事前予約による障がい児者団体への貸し出し	体育館	利用日数 利用者数	150日 1,800人
		温水プール	利用日数 利用者数	50日 250人

※人数には介助者を含みます。

17 共通事業

1 主な事業

項目	事業内容																																								
(1) 交通機関の確保	シャトルバス	遠州西ヶ崎駅～発達医療総合福祉センター間の無料シャトルバスの運行 西ヶ崎駅⇒発達医療総合福祉センター(1日4便) 発達医療総合福祉センター⇒西ヶ崎駅(1日4便)																																							
	福祉バス	浜松駅～発達医療総合福祉センター間の運行 (1日1便、車椅子4台利用可) 年間 2,200人																																							
	施設等利用者送迎	市内をコース別に分けた利用者の送迎 利用者安全確保のため職員1名が添乗																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>運行日数(日)</th> <th>実乗車人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かがやき(生活)</td> <td>241</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>かがやき(就労)</td> <td>241</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>はばたき</td> <td>241</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>ふれんず</td> <td>240</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>ひまわり</td> <td>231</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>オルゴール</td> <td>241</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>219</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	運行日数(日)	実乗車人数(人)	かがやき(生活)	241	47	かがやき(就労)	241	10	はばたき	241	29	ふれんず	240	27	ひまわり	231	71	オルゴール	241	35	合計		219															
施設名	運行日数(日)	実乗車人数(人)																																							
かがやき(生活)	241	47																																							
かがやき(就労)	241	10																																							
はばたき	241	29																																							
ふれんず	240	27																																							
ひまわり	231	71																																							
オルゴール	241	35																																							
合計		219																																							
(2) 給食・レストラン	普通食以外に嚥下障がいを対象としたまとまり食や胃ろう食、肥満を対象としたダイエット食、アレルギー除去食等の利用児者の身体状況に適した給食の提供 多くの人に利用してもらえるメニューによるレストランの運営																																								
	ア 栄養給与目標量(給食)																																								
	区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>エネルギー(kcal)</th> <th>蛋白質(g)</th> <th>脂肪(g)</th> <th>カルシウム(mg)</th> <th>鉄(mg)</th> <th>ビタミンA(ug)</th> <th>ビタミンB1(mg)</th> <th>ビタミンB2(mg)</th> <th>ビタミンC(mg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成人(普通食)</td> <td>650</td> <td>25</td> <td>16.6</td> <td>236</td> <td>2.9</td> <td>258</td> <td>0.47</td> <td>0.47</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>成人(ダイエット食)</td> <td>524</td> <td>20</td> <td>13.3</td> <td>236</td> <td>2.9</td> <td>258</td> <td>0.47</td> <td>0.47</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>幼児(普通食)</td> <td>383</td> <td>15</td> <td>10.6</td> <td>190</td> <td>1.8</td> <td>149</td> <td>0.23</td> <td>0.26</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table>	エネルギー(kcal)	蛋白質(g)	脂肪(g)	カルシウム(mg)	鉄(mg)	ビタミンA(ug)	ビタミンB1(mg)	ビタミンB2(mg)	ビタミンC(mg)	成人(普通食)	650	25	16.6	236	2.9	258	0.47	0.47	33	成人(ダイエット食)	524	20	13.3	236	2.9	258	0.47	0.47	33	幼児(普通食)	383	15	10.6	190	1.8	149	0.23	0.26	13
	エネルギー(kcal)	蛋白質(g)	脂肪(g)	カルシウム(mg)	鉄(mg)	ビタミンA(ug)	ビタミンB1(mg)	ビタミンB2(mg)	ビタミンC(mg)																																
成人(普通食)	650	25	16.6	236	2.9	258	0.47	0.47	33																																
成人(ダイエット食)	524	20	13.3	236	2.9	258	0.47	0.47	33																																
幼児(普通食)	383	15	10.6	190	1.8	149	0.23	0.26	13																																
※ 昼食のみの提供となるため、一日の栄養所要量の33%を基準に提供する。																																									

項 目	事 業 内 容		
	イ 施設別給食利用計画数		
	施設名	定員	年間利用日数(日) 1日平均提供食数(食)
	かがやき(生活)	40	240 42.0
	かがやき(就労)	10	241 9.0
	はばたき	20	240 19.0
	ふれんず	20	241 17.0
	ひまわり	70	234 70.1
	合計	160	1,196 157.1
	ウ その他 給食の摂取状況把握や情報提供等		
	エ 栄養相談指導 外来患者の栄養指導、施設利用者の栄養相談等		
	オ レストランの利用計画数(年間242日、23,085食)		
(3) ボランティア活動 受け入れ	発達医療総合福祉センター内でのボランティア希望者の受け入れ		800 人
(4) 施設見学	発達医療総合福祉センター全体の見学を希望する団体の受け入れ		随時
(5) 自動販売機の 設置	利用者への便宜を考慮し、清涼飲料自動販売機の設置		7 台

2 自主事業

項 目	事 業 内 容	
(1) はままつ友愛の さと祭り	発達医療総合福祉センターを開放し、地域の方との交流を深め、発達医療総合福祉センター事業や障がいについて理解を深めてもらうことを目的に開催	
(2) はままつ友愛の さと作品展	発達医療総合福祉センター展示ロビー及び地域の展覧会場にて、利用者が製作した作品の展示や日頃の活動の成果を発表	
(3) 福祉講演会	地域住民の福祉への理解と向上に向けた取り組みとして、地域住民や福祉施設職員等を対象に講演会の開催 ※担当は福祉センター(成人施設部門)	

1 8 法人本部（事務局）

1 事務事業

項 目	事 業 内 容
(1) 理事会	年2回(5月及び3月)その他必要の都度招集
(2) 評議員会	年2回(6月定時評議員会及び3月臨時評議員会)その他必要の都度招集
(3) 監査	年2回(5月及び11月)その他指導監査の立会い等必要の都度監査の実施
(4) 諸規程等の 制定及び改廃	法令改正その他社会情勢の変化等に合わせた諸規程等の制定及び改廃
(5) 事業・会計の 統括	施設担当者を配置し、事業計画、予算、事業報告、決算を取りまとめ施設からの相談を受け、事業実績の検証作業を踏まえた指導助言顧問税理士事務所の指導助言のもと、適正な税務処理
(6) 人事・労務 管理	顧問社会保険労務士の指導助言のもと、勤務時間の管理及び施設への改善点の還元 産業医の指導助言のもと、職員の健康管理の実施
(7) 社会保険・ 労働保険・ 給与計算事務	法令改正等に適切に対応するため、社会保険・労働保険の諸手続き並びに給与計算事務を顧問社会保険労務事務所に委託
(8) 職員の福利 厚生	職員への被服等の貸与、雇入れ時健康診断、定期健康診断、ストレスチェックの実施 浜松市・湖西市勤労者共済会の制度を利用した職員の福利厚生の充実
(9) 会議・委員会	経営会議、調整会議を毎月2回程度開催 必要に応じた委員会、作業部会の設置と審議

2 デジタル化による利用者の利便性の向上

(1) 診療所窓口におけるオンライン資格確認の導入

令和3年3月から導入が始まった医療機関におけるマイナンバーカードを活用した健康保険証のオンライン資格確認については、市の診療所として適切に導入を図る。

(2) スマートフォン決済収納の導入

利用者の支払方法の多様化への対応や、新型コロナウイルス感染症の感染予防として非対面や紙幣硬貨に触れない非接触対応などが望まれている。

令和3年4月から浜松市においては市税や国民健康保険料のスマートフォン決済収納が始まる。これに合わせて施設や診療所の利用者の利便性向上のため現金収納事務にスマートフォン決済の導入を図る。

3 法人経営の透明性、信頼性の向上

(1) ガバナンス（内部統治）の導入

社会福祉法人として、また浜松市の外郭団体として限られた経営資源の選択と集中により適

正かつ効率的な経営を実現するために内部統制制度を整備していく。

(2) 会計監査人の導入に向けた研究

厚生労働省による社会福祉法人に設置すべき会計監査人の設置水準の引き下げについては延期が継続している。引き続き将来の会計監査人の設置への動向を調査しつつ、顧問税理士の指導のもと健全な経理事務に努める。

4 委員会・作業部会による取り組み

事務局を中心に、組織横断的に活動すべきものは委員会や作業部会を設置して取り組む。

(1) 感染症対策

新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症の罹患を未然に防ぐ、職員から利用者への感染を防止するため、感染症対策部会が感染対策指針の整備や職員への研修並びに訓練を実施する。

(2) 災害対策

地震・津波・台風・大雨・洪水等の災害発生時の被害を最小限に止め、利用者の安全確保を図るため、防火管理者と防災部会が防災研修、訓練（総合訓練、施設ごとの訓練）を実施し、反省点を防災計画や事業継続計画に反映させていく。今年度は特に地域との連携に努める。

災害発生時の職員や利用者及びその家族の状況把握のために、携帯電話やスマートフォンを利用した安否確認システムを活用する。

地震や台風等に伴う停電時においてもバッテリー充電が必要な医療的ケア児者の緊急避難所としての役割を果たすため、浜松市のマイクログリッド事業による太陽光発電と蓄電池の操作訓練を定期的実施する。

(3) 虐待防止対策・身体拘束等の適正化対策

職員による利用者への虐待や不必要な身体拘束等はない。そのために既に在る部会を虐待防止委員会・身体拘束等適正化対策検討委員会に再編するとともに、委員会での検討結果を職員に周知し、研修を定期的実施する。

(4) 苦情等への対応

苦情解決体制をわかりやすく明示、説明する。利用者からの苦情やご意見に対しては迅速かつ真摯に対応する。

(5) 個人情報保護対策

個人番号を含めた個人情報については、個人情報保護方針に基づき利用者及びその家族にわかりやすく説明し、取得や利用の同意を得る。また、利用者個人の権利利益を保護するため、実施要綱に沿って適正に取り扱う。個人情報部会が法令改正等への対応を図る。

(6) 総合的な危機管理

利用者の健康を増進・維持し、安全を確保するため、リスクマネジメント部会で全ての危機管理に関する情報を集約、分析し、対応策及び再発防止策を検討する。また、事故の未然防止を図るため、事故に関する情報だけでなく、ひやりとした経験（ヒヤリ・ハット）に関する情

報も集約、分析し、職員間で共有する。

万一事故が発生した場合に迅速かつ適切な初動体制がとれるように、各担当部会が不審者対策、利用者行方不明捜索、AED操作等の研修や訓練を実施し、マニュアルの整備等を行う。

(7) 交通安全の徹底

発達医療総合福祉センターにおいては、施設利用者の送迎や相談支援に多くの車両を運行していることから交通事故のリスクが高い。

安全運転管理者、副安全運転管理者と交通安全部会により、立哨活動やイントラネットでの情報提供、年末時の交通安全宣言書への署名及び警察署への提出などにより交通安全に対する職員の意識の高揚を図る。

(8) 情報発信・情報公開

透明性のある経営状況を示すために、事業報告書、決算報告書、監査報告書などを事業所に備え置くとともに、ホームページで公開する。

また、利用者には選ばれる施設であるために、施設のホームページやブログの更新を欠かさず、事業の実施状況を地域の人に発信する。

5 人材確保(職員採用)

利用ニーズの高まりによる増員採用や退職等に伴う補充採用は、少子化による労働力人口の減少だけでなく、近隣の保育所等の新設に伴う他事業所での職員募集等を背景に困難な状況が続いている。

定年後の継続雇用を活用しながら、若年者雇用には、公共職業安定所のハローワークインターネットサービスや静岡県看護協会のナースセンター、浜松市社会福祉協議会の福祉人材バンク、事業団のホームページ等の多様な媒体を介して求人を効率的に行う。

ホームページには求人情報だけでなく、事業内容を更新して興味を持ってもらう工夫をする。

6 人材育成(職員研修)

- (1) 即戦力を期待するため中途採用者が多く、年齢や職業経験が多様であるため、採用時に事業団職員としての基本的な考え方、仕事に取り組む心構え等を身に着ける接遇・ビジネスマナー研修を実施する。

また、在籍する職員にも振り返り研修を実施し、世代間格差によるコミュニケーションの齟齬を原因とする業務の中断・やり直しを繰り返さない効率的な業務の進め方を目指す。

- (2) 質の高いサービスを提供するため、役職や専門分野に必要な知識や技術を深める内部研修や外部研修を実施するとともに、専門性の職員間格差が拡大しないように、組織の指揮命令系統の適正な運用と進捗管理を強化するために管理者研修を並行して実施する。
- (3) 法人全体のサービスの質の向上、充実及び職員の専門性の向上に資することを目的に、職務上の課題に積極的に取り組み得られた成果を発表する機会を設ける。

- (4) 職員が自ら学ぶ姿勢を支援するために、予算の範囲内において自己啓発費用の一部を助成する。

7 働き方改革への対応

(1) 勤怠管理システムの安定的な運用

勤務時間の適正な把握のため各職員による打刻の徹底と事務処理の効率化のための勤怠管理システムの安定的な運用に努める。

(2) Web、TV 会議システムの安全な運用

Web、TV 会議システムを利用した研修参加や実施が増えていることから、コミュニケーションの効率化を図るだけでなく個人情報に留意した Web、TV 会議システムの安全な運用に努める。

(3) 年次休暇の確実な取得と時間外勤務・休日勤務の縮減

ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）の実現のため、年次休暇の自主的な取得と時間外勤務・休日勤務の縮減に努める。

勤怠管理システムで得たサービスデータを活用し、勤務の状況を把握することで、時短を意識した働き方を目指す。そのためには、パソコンやイントラネットに習熟し時短を実現しなければならない。

労働基準法の規定による年次休暇 5 日の確実な取得に留まらず、次世代育成支援対策推進法に基づき策定した一般事業主行動計画での年次休暇の取得率が 50%以上（年 20 日付与のとき 10 日以上）の取得）である職員数の年度目標達成に努める。

(4) 職員の健康管理

時間外勤務等の縮減では長時間勤務による心身の故障のリスクは低減することが見込まれるが、ますます多様化複雑化する利用者ニーズに対しては心的ストレスは高まるため、定期健康診断及びストレスチェックの結果を踏まえ、改善策を産業医の指導助言を得て衛生委員会で検討し、対策等の結果を職場に還元する。

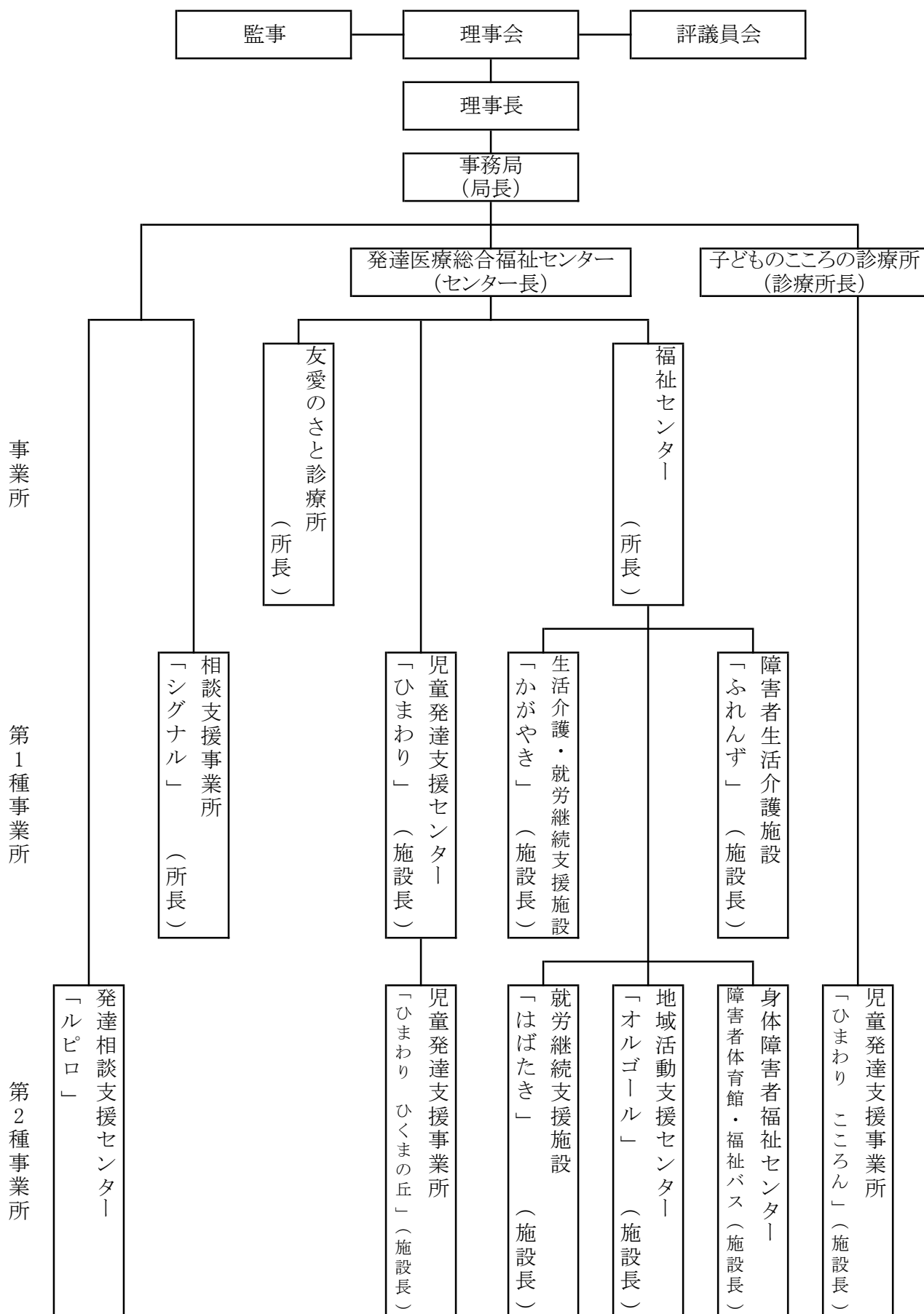
(5) 同一労働同一賃金への対応

短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム・有期雇用労働法）に基づく無期雇用の『(正規) 職員』と有期雇用の『再雇用職員・準職員・臨時職員』の勤務条件の均等・均衡については、情報を収集するとともに、顧問社会労務士の指導のもと継続して改善していく。

【職員研修計画】

研 修 分 類		研 修 内 容	対 象 者	
内 部 研 修	新採職員研修	新規採用職員研修	新規採用職員	
		チューター研修	新規採用職員・チューター	
		金曜勉強会	新規採用職員・希望職員	
	階層別研修 (職務級別研修)	一般職員研修	一般職員	
		リーダー職員研修	主任・副施設長	
		管理者研修(マネジメント研修)	所長・施設長・事務長等	
	テーマ別研修	接遇・ビジネスマナー研修	全職員	
		事務・会計研修	事務・会計担当職員他	
		部会・委員会関係研修	全職員	
		事業団職員実践報告会	全職員	
	外 部 研 修	管理・経営・人材育成・交流関係研修		管理職、担当者他
		監査関係研修		監査担当者
		会計事務研修		財務担当者
階層別研修		リーダー職員研修	主幹・副主幹等	
		施設長等研修	施設長等	
業務資格関連研修		相談支援従事者初任者研修	相談支援専門員候補者	
		サービス管理責任者等研修	サービス管理者等の候補者	
		相談・サビ管等現任研修	資格更新研修(5年ごと)	
		強度行動障害支援者養成研修	直接支援・相談支援の担当者	
		精神保健福祉士実習指導者講習会	精神保健福祉士実習担当者	
		社会福祉士実習指導者講習会	社会福祉士実習担当者	
専門研修等		介護福祉士実習指導者講習会	介護福祉士実習担当者	
		各種学会	対象者	
	専門分野研修、講演会	対象者		
	視察	対象者		
部会・委員会関連研修		部会・委員会担当者他		

7 組織図



8 職員配置予定人数

施設等 職種	事務局長	事務局	発達医療総合福祉センター										子どものこころの診療所	ひまわり こころん	計
			発達相談支援センター ルピロ	相談支援事業所 シグナル	友愛のさと診療所	福祉センター						ふれんず			
						ひまわり	ひまわり ひくまの丘	身体障害者福祉センター	地域活動支援センター	かがやき	はばたき				
支援員	(1)	5 (1)	3	12 (1)	(5)	2 (6)	1	2 (13)	1 (3)	6 (8)	3 (3)	2 (11)	5 (2)	(1)	42 (55)
医師					4 (11)								3 (5)		7 (16)
薬剤師															
保健師				1		(1)							1		2 (1)
看護師					4 (5)	2 (1)				1		4 (1)	3 (1)		14 (8)
臨床心理士 (公認心理師)					7 (5)	2 (1)	(1)						5 (1)	(1)	14 (9)
診療放射線技師					1										1
臨床検査技師					1										1
言語聴覚士					3 (2)								4		7 (2)
理学療法士					6 (1)	(1)				1		(1)			7 (3)
作業療法士					4 (2)	1 (1)									5 (3)
視能訓練士					1										1
管理栄養士						1									1
保育士				6		19 (11)	1 (2)							3	29 (13)
計	(1)	5 (1)	3	19 (1)	31 (31)	27 (22)	2 (3)	2 (13)	1 (3)	8 (8)	3 (3)	6 (13)	21 (9)	3 (2)	131 (110)
内数:産休・育休等職員			1	1	1 (1)	1						1		(1)	5 (2)

※ 注1 ()内の数字は非常勤医師、再雇用職員、準職員及び臨時職員の人数で外書き。

※ 注2 産休・育休職員含む。